

令和6年4月1日

稲城市監査委員

令和6年度年間監査計画

基本方針

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、「稲城市監査基準（令和6年監委訓令第1号）」に基づき行うとともに、次の観点を重視して行います。

(1) 経済性、有効性等の視点を重視した監査等の執行と実効性の確保

本市の事務事業について正確性、合規性はもとより経済性、効率性、有効性を重視して監査を行います。

また、監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求めます。

(2) 改善につながる監査のための措置結果等の共有

監査結果とそれを受けて各部等が行う改善措置について、再発防止にむけた庁内の情報共有を促すとともに、監査等の実効性を高め、行財政運営の妥当性と健全性の確保に寄与していきます。

また、定期監査及び財政援助団体等監査の措置状況を確認し、必要に応じて監査の着眼点に反映させるなど、それぞれの監査を有機的かつ多角的に連携させ、監査の質の向上を図ります。

(3) 市民の視点に立ち、市民に身近な監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を行います。

また、監査等の結果は、より分かりやすい内容を心掛け、インターネットの活用などにより、より早く、かつ、過去の監査結果も含め、市民がより身近に情報に触れることができる環境づくりに努め、市民への説明責任を果たします。

(4) 事務局職員の人材育成

この基本計画を確実に進めていくため、補助機関である監査事務局の職員は専門的知識を身につけ、監査技術の向上を図ります。

監査等の実施予定時期

本年度実施監査等の基本方針を踏まえ、本年度実施監査等の概要は次のとおりとします。
 なお、細部については別途、各監査等の実施計画の中で定めます。

監査等の種類・対象	実施月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
例月出納検査 現金の在 high・出納事務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4/25	5/30	6/25	7/25	8/26	9/25	10/25	11/25	12/25	1/28	2/25	3/26
決算審査 各会計の決算等			●	—		●						
					8/16							
基金の運用状況審査 定額資金運用基金			●	—		●						
					8/16							
健全化判断比率等審査 健全化判断比率等				●	—		●					
					8/16							
財政援助団体等監査 財政援助団体・ 公の施設の指定管理者等					●	—			●			
								11/27				
第1回定期監査 市の事務の執行等							●	—			●	
										1/28		
第2回定期監査 市の事務の執行等								●	—			●
												3/26

例月出納検査

種 類	地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
対 象	会計管理者が取り扱う現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金）及び病院事業管理者が取り扱う現金の出納
範 囲	毎月の現金の在 high、出納関係諸表等及び出納事務
実 施 期 間	毎月
着 眼 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 検査資料・諸帳簿の計数は正確か 2 検査資料の計数は諸帳簿の計数と一致しているか 3 検査資料の計数は現金・預金・有価証券保管状況一覧表の計数と一致しているか
実 施 通 知	検査実施日の前月下旬
検 査 実 施 日	原則として毎月25日
結 果 報 告 ・ 公 表	毎月下旬

* 都合により日程を変更する場合があります。

決算審査

(一般会計 及び 特別会計)

種 類	地方自治法第233条第2項の規定による審査
対 象	1 令和5年度 稲城市一般会計歳入歳出決算 2 令和5年度 稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 3 令和5年度 稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 4 令和5年度 稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算 5 令和5年度 稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 6 令和5年度 稲城市決算附属書類（各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
範 囲	各会計決算、証書類その他政令で定める書類等
実 施 期 間	6月上旬から8月16日まで
着 眼 点	1 決算書類等の計数は正確か 2 決算額は証拠書類と一致しているか
調 書 提 出	依頼：4月上旬 提出期限：6月上旬
実 施 通 知	6月上旬
予 備 審 査	6月21日から7月2日まで
本 審 査	7月18日・19日・22日・23日
講 評	8月16日

* 都合により日程を変更する場合があります。

決算審査

(下水道事業会計)

種 類	地方公営企業法第30条第2項の規定による審査
対 象	令和5年度 稲城市下水道事業会計決算
範 囲	決算書類、証書類、事業報告書、政令で定めるその他の書類等
実 施 期 間	6月上旬から8月16日まで
着 眼 点	1 地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って運営されているか 2 決算書類等の計数は正確か 3 決算計数は関係帳票の計数と一致しているか
調 書 提 出	依頼：4月上旬 提出期限：6月上旬
実 施 通 知	6月上旬
予 備 審 査	6月10日
本 審 査	7月18日・19日・22日・23日のうち1日
講 評	8月16日

* 都合により日程を変更する場合があります。

決算審査
(病院事業会計)

種 類	地方公営企業法第30条第2項の規定による審査
対 象	令和5年度 稲城市病院事業会計決算
範 囲	決算書類、証書類、事業報告書、政令で定めるその他の書類等
実 施 期 間	6月上旬から8月16日まで
着 眼 点	1 地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って運営されているか 2 決算書類等の計数は正確か 3 決算計数は関係帳票の計数と一致しているか
調 書 提 出	依頼：4月上旬 提出期限：6月上旬
実 施 通 知	6月上旬
予 備 審 査	6月10日
本 審 査	7月18日・19日・22日・23日のうち1日
講 評	8月16日

* 都合により日程を変更する場合があります。

基金の運用状況審査

種 類	地方自治法第241条第5項の規定による審査
対 象	1 稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金 2 稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金 3 稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金
範 囲	令和5年度の各基金の運用状況を示す書類
実 施 期 間	6月上旬から8月16日まで
着 眼 点	基金の運用状況を示す書類の計数は正確か
調 書 提 出	依頼：4月上旬 提出期限：6月上旬
実 施 通 知	6月上旬
予 備 審 査	6月21日から7月2日まで
本 審 査	7月18日・19日・22日・23日
講 評	8月16日

* 都合により日程を変更する場合があります。

健全化判断比率等審査

種 類	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査
対 象	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率） 2 令和5年度資金不足比率（稲城市下水道事業会計資金不足比率及び稲城市病院事業会計資金不足比率）
範 囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 2 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
実 施 期 間	7月中旬から8月16日まで
着 眼 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか 2 法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか 3 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか 4 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか
実 施 通 知	7月中旬
予 備 審 査	8月5日
本 審 査 ・ 講 評	8月16日

* 都合により日程を変更する場合があります。

財政援助団体等監査

(財政援助団体及び公の施設の指定管理者監査)

種 類	地方自治法第199条第7項の規定による監査
対 象	<p>稲城市立 i プラザ (i プラザ図書館を含む) の管理</p> <p>1 公の施設の指定管理者</p> <p>(1) いなぎ文化センターサービス株式会社</p> <p>2 所管部署</p> <p>(1) 教育部 生涯学習課</p> <p>(2) 教育部 図書館課</p>
範 囲	令和5年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行
実 施 期 間	8月下旬から11月27日まで
着 眼 点	<p>1 所管部署</p> <p>(1) 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか</p> <p>(2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか</p> <p>(3) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか</p> <p>(4) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか</p> <p>(5) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか</p> <p>(6) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか</p> <p>(7) 事業報告書の点検は適切になされているか</p> <p>(8) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか</p> <p>(9) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか</p> <p>2 指定管理者</p> <p>(1) 施設は関係法令・条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか</p> <p>(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか</p> <p>(3) 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか</p> <p>(4) 利用促進及び利用者サービスの向上のための努力はなされているか</p> <p>(5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか</p> <p>(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか、また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か</p> <p>(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規定等の諸規程は、整備されているか、また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか</p>

実施通知	7月下旬
調書提出	提出期限：8月下旬
予備監査	9月24日・26日
本監査	10月15日・17日
講評	11月27日
結果報告 ・公表	12月

* 都合により日程を変更する場合があります。

第1回定期監査

種 類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
対 象	議会事務局・会計課・消防本部・選挙管理委員会事務局・監査事務局
範 囲	令和6年4月1日から令和6年9月30日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行（備品・現金等の管理事務については確認日までを含み、補助金等交付事務については令和5年度執行分を含む）
実 施 期 間	10月中旬から1月28日まで
着 眼 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務の執行は、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則ってなされているか、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか 2 予算の執行は、適正かつ計画的・効率的に行われているか 3 収入支出事務が、その根拠となる法令等に基づき適正に行われているか 4 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか 5 財産の管理が適正に行われているか 6 従前の指摘事項が是正されているか
実 施 通 知	9月中旬
調 書 提 出	提出期限：10月中旬
予 備 監 査	11月13日・14日
本 監 査	12月11日・12日
講 評	1月28日
結果報告・公表	2月

* 都合により日程を変更する場合があります。

第2回定期監査

種 類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
対 象	教育部 教育総務課・学務課・指導課・生涯学習課・学校給食課・図書館課・小学校・中学校
範 囲	令和6年4月1日から令和6年10月31日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行（備品・現金等の管理事務については確認日までを含み、補助金等交付事務については令和5年度執行分を含む）
実 施 期 間	11月中旬から3月26日まで
着 眼 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務の執行は、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則ってなされているか、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか 2 予算の執行は、適正かつ計画的・効率的に行われているか 3 収入支出事務が、その根拠となる法令等に基づき適正に行われているか 4 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか 5 財産の管理が適正に行われているか 6 従前の指摘事項が是正されているか
実 施 通 知	10月中旬
調 書 提 出	提出期限：11月中旬
予 備 監 査	1月14日・15日・16日
本 監 査	2月13日・14日
講 評	3月26日
結果報告・公表	令和7年4月

* 都合により日程を変更する場合があります。